

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

April 2023



# EY Taiwan

## JBS NEWSLETTER

### - April 2023 -

新任台湾管理者向け台湾  
制度基礎(会計決算・法人  
所得税の概要)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

#### ▶ はじめに

4月を迎え、人事異動の季節となりました。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する各種規制が緩和され、2023年度に新たに台湾に赴任される日本人の方は例年より多い印象です。また、これから台湾現地法人の決算、税務申告について責任を負う立場になられる方や、管理を任される方も多いと存じます。

今回は、新たに台湾に赴任された日系企業のマネジメントの方向けに、台湾の制度基礎のうち、会計、決算制度、及び法人所得税の概要についてご紹介いたします。台湾でマネジメントを行うための基本的な制度を把握するため、または、すでに台湾に赴任されている方には台湾制度の復習材料としてご参考となれば幸いです。

#### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾の会計制度の概要と決算書の使途について
- ▶ 日本への決算の報告において留意すべき点
- ▶ 決算スケジュールの概要
- ▶ 決算に関連する2種類の監査制度
- ▶ 法人所得税の概要と、利益に課税されるもう一つの税金について
- ▶ 配当に関連する税金と軽減対応について

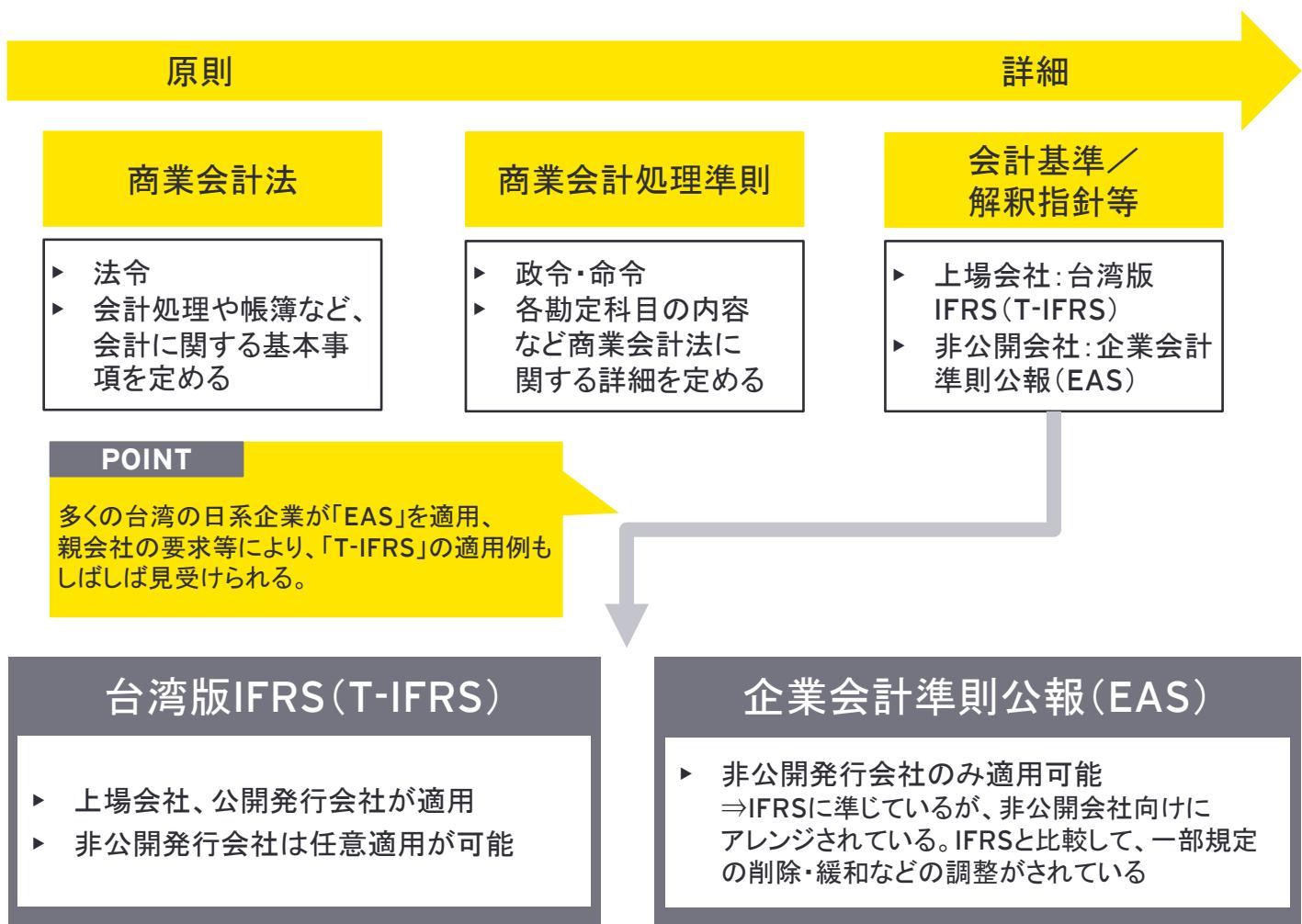
# 台湾制度基礎(会計制度)

## 台湾の会計制度の概要

台湾で事業活動を行う企業は、毎期決算を行って、決算書を作成し、税務申告を行う必要があります。

台湾の会計制度は、基本的に国際財務報告基準(IFRS)に準拠しており、台湾の上場会社に適用されるIFRS(T-IFRSまたは台湾版IFRS)は、ほぼPure IFRSと差異はないものとされています。他方で、台湾における多くの日系企業を含む非公開発行会社については台湾企業会計準則公報(EAS:Enterprise Accounting Standard)を適用することが一般的です。このEASの特徴は、IFRS(中小企業向けのIFRSであるIFRS SMEs 2013)に準じて作成されているものの、非公開発行会社向けにアレンジがされています。具体的には、非公開発行会社に対して、実務上対応が困難なものや資料収集に多大なコスト・労力がかかるものに関する緩和や免除、一部会計方針の柔軟な適用、一部規定についての削除・緩和等の調整がなされています。

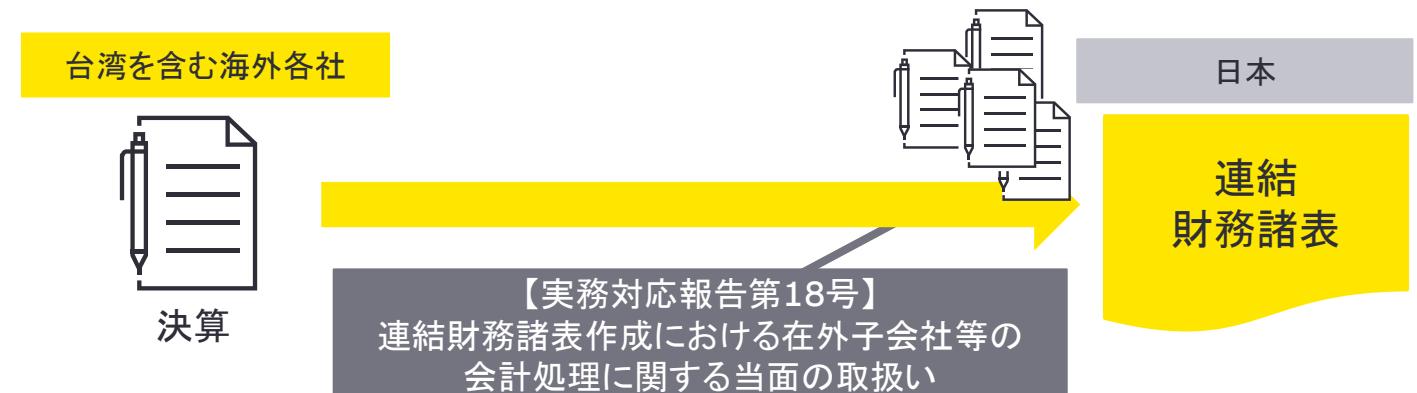
作成される決算書の種類は、日本でも見慣れたものが大半であり、財政状態計算書(中文<以下同じ>:「資産負債表」)、包括利益計算書(「総合損益表」)、持分変動計算書(「權益変動表」)、キャッシュフロー計算書(「現金流量表」)、注記事項(「附註」)により財務諸表が編成され、これに監査報告書(「会計師査核報告」)が添付されます。台湾の会社が作成する決算書については、その用途として、自社の会計数値の把握・管理、または、株主総会における利益処分(準備金の積立や配当の実施など)に利用されます。



# 台湾制度基礎(親会社への決算報告にあたって)

## 親会社への報告及び親会社で作成される連結財務諸表の基礎

台湾子会社で作成された決算情報は、最終的に親会社にも報告され、連結財務諸表の数値を構成します。この際、台湾子会社として認識しておくべき点としては、日本の連結財務諸表作成のルールとなります。日本の会計基準上、連結財務諸表の作成にあたり、子会社の会計方針は、親会社と一致させることが原則であるとされています。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」において、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準(IFRS)、または米国会計基準に準拠していれば、一部を除きそのまま連結することができるものとされています。上述の通り、台湾の会計基準はIFRSに準拠しており、非公開発行会社が適用するEASについても同様です。ただし、EASについては、主に以下の点で、Pure IFRSとは差異がありますため、その内容の重要性に応じて、台湾で作成した決算書を、IFRSの処理に修正した上で親会社へ報告する必要があります。



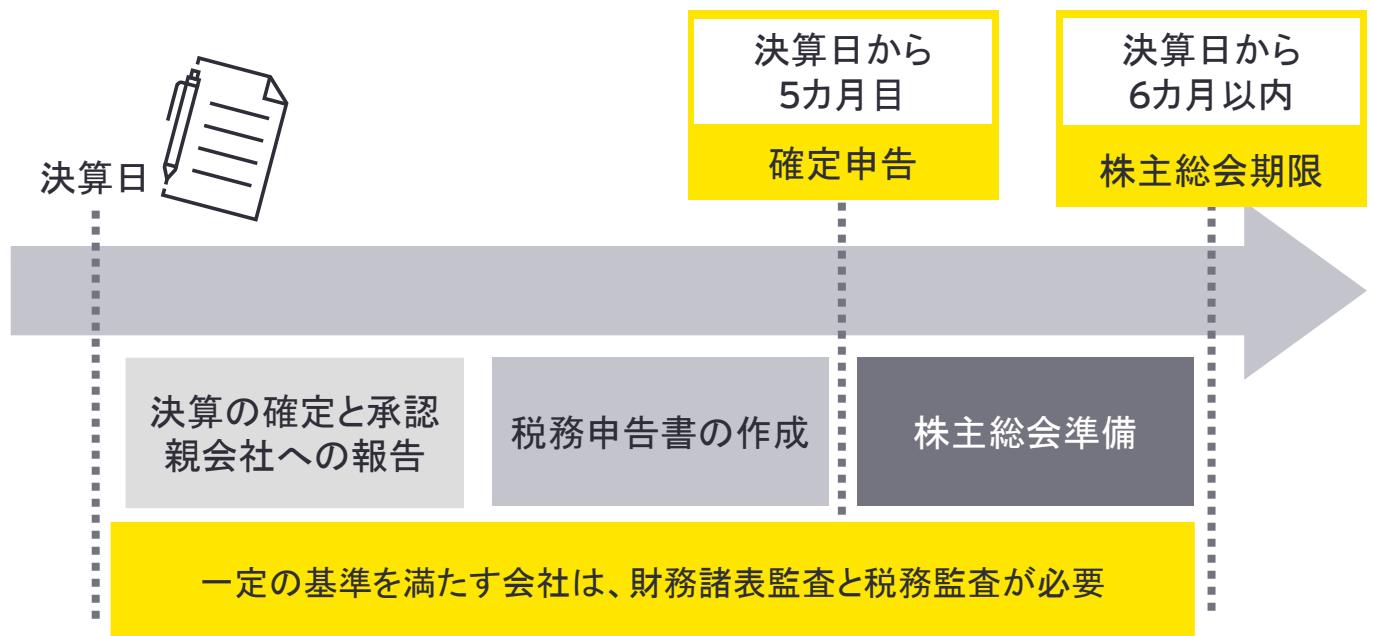
**POINT**

企業会計準則委員会は、T-IFRSの状況と中小企業の実際のニーズ等に基づき、EASの新規追加または修正の実施をすべきか検討しています。これに基づき、2023年1月1日以降の報告期間より、IFRS9「金融商品」の規定に基づき、EASが改訂されています。これによって、金融商品の投資項目の再分類が必要となる等の影響があります。

# 台湾制度基礎(決算スケジュールと監査制度)

## 決算スケジュールと監査

作成された決算書は、親会社への報告、税務申告、そして、株主総会における利益処分に利用されます。それぞれのスケジュール・期限は以下の通りです。



### POINT: 税務申告期限を超えないよう注意

- ▶ 申告期限を超えた場合、申告漏れ、申告自体を行わなかった場合等、罰則の規定がある
- ▶ 例えば、申告漏れの場合は申告漏れ税額の2倍以下の罰金を伴う

## 2つの監査制度について

作成された財務決算書については、資本金3千万元以上、収益純額1亿元以上、または労働保険に加入する従業員が100名以上といった要件を満たす会社は、会計士による監査を受ける必要があります。また、法人税の申告書についても、年間の売上収益と営業外収益の合計が1亿元以上の場合は、監査が義務付けられています。法人税申告書の監査(以下、「税務監査」とします)については、交際費の損金算入枠の拡大、欠損金(税務上の最終的な損失)を将来10年にわたって繰り越せる、税務当局の調査窓口は監査を実施した会計士が担当する等のメリットもあるため、上記の法定監査の要件を満たしていなくても税務監査を受けているケースが多く見受けられます。

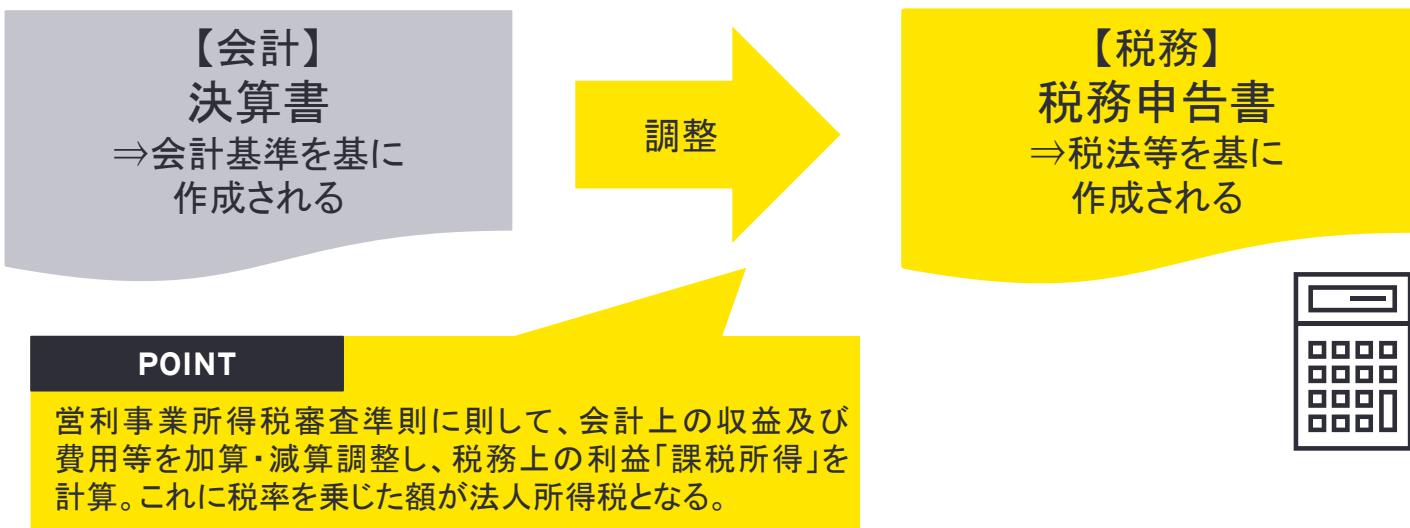
### POINT: 税務監査の効果

- ▶ 業務上直接支払った交際接待費につき白色申告よりも多くの損金算入が可能
- ▶ 当年度の純益額から過年度の欠損金を控除可能(10年間)
- ▶ 税務調査時に税務監査を受託した会計士が国税局の質問対応などの窓口となる

# 台湾制度基礎(法人所得税の申告)

## 法人所得税申告の概要

台湾の会計基準に基づいて作成された決算書は、その年度の法人所得税の申告書にも利用されます。法人所得税の申告にあたっては、会計のルールで作成された決算の数値をベースに、法人所得税(台湾では「営利事業所得税」と呼びます)のルールに則して調整を行った上で申告書が作成されます。法人所得税の申告書作成のルールには、主に所得税法、営利事業所得税審査準則(營利事業所得稅查核準則)があります。



### ▶ 具体例

今期、売上高20,000、売上原価10,000、その他経費5,000が発生。  
この経費のうち、2,000が税務上の費用(損金)とは認められないものである。

【会計】決算書

【税務】申告書

項目	金額(元)
売上高	20,000
売上原価	-10,000
経費	-5,000
税引前利益(決算書上の利益)	5,000
【調整】税務上認められない経費等	+2,000
課税所得(税金計算上の利益)	7,000
法人所得税額(20%)	1,400

税務上認められない経費を調整する。

国税の調査ポイントともなりうる。

# 台湾制度基礎(法人所得税の概要)

## 台湾の法人所得税について

台湾の法人税率は20%です。日本の住民税や事業税といった制度はありませんが、特殊な税金として未処分利益に対する追加課税の制度があります。これは、獲得した利益について、株主総会で配当をせず残りの留保される利益に対して5%の課税がされる制度です。台湾法人の利益課税については、この未処分利益に対する課税がある点も留意が必要です。

### POINT: 利益に課税される2つの税金

#### ①通常の法人所得税

課税所得金額

×  
基本税率  
20%

=  
法人所得税

日本で言う事業税や住民税といった利益課税の地方税はない

※ 税率は基本的に20%であるが、課税所得が200,000元未満の場合は以下となる。

- ▶ 税額所得≤120,000元の場合: 免税
- ▶ 120,000元 < 課税所得 ≤ 200,000元の場合: 税額 = (課税所得 - 120,000元) × 1/2

#### ②未処分利益に対する追加課税

各年度に計上した税引後純利益を、株主総会で配当等をせずに翌年度に繰り越した場合、その未処分利益に追加で**5%**の税金が課税される制度

- ▶ 申告は利益発生年度の翌々年度の申告と共に実施する  
 例 2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の決算の場合  
 2022年度の利益を留保する場合、2023年に実施される株主総会で決議がなされ、その翌年2024年8月の通常の法人所得税の申告と共に申告納税する。
- ▶ 課税されるのは利益が計上された年度に対して一度のみで、翌年度以降も同様に繰越利益として留保を継続しても、再度課税されることはない。
- ▶ 会社のみに適用される税制であり、そもそも配当金制度の概念がない支店は適用外。

# 台湾制度基礎(利益処分と関連する税金)

## 利益処分について

株式会社の場合、利益は最終的に株主に帰属し、利益配当という形で株主に分配がなされます。利益の処分と配当の実行にあたっては、まず、会社の決算において累積欠損が解消していることが必要となります。具体的には、会計期間終了後、董事会は利益処分案を作成し監察人の監査に供します。その上で、最終的に株主総会が承認をします(会社法228条の1)。配当可能利益については、過去の利益剰余金、当期利益、及び利益準備金の積立を考慮する必要があります。

## 配当に関連する税金と軽減対応について

上記で算定した配当可能利益に基づき、当年度の利益配当、または留保する利益を決議することになります。しかし、親会社が日本など国外にある場合を想定すると、どちらの場合も税金が発生します。つまり、配当については源泉税、留保した利益については前述の未処分利益に対する追加課税が発生します。

ただし、日本親会社への配当の場合は日台租税協定の適用、また、未処分利益に対する追加課税については産業創条例の適用によって、それぞれ税の軽減の検討を行うことができます。

### POINT: 配当に関連する税金と軽減の関係



#### 配当にかかる税金(源泉税)について

国外株主への配当を実施する場合、配当実施日より10日以内に源泉税の申告納付を行う必要があります。国外への配当にかかる源泉税率は、原則21%となります。

#### 【軽減対応】

租税協定の適用によって、日本に対する配当にかかる源泉税については、これを 10%へ軽減することができます。

ただし、自動的に軽減されるものではなく、所定の書類を準備した上で上記源泉税の申告納付時に提出する必要があります。

詳細は、2022年6月のJBS NEWSLETTER「改めて整理しておきたい日台租税協定の適用」をご参照ください。

#### 未処分利益にかかる追加税金について

各年度に計上した最終利益について、株主総会における利益処分により配当をせずに翌年度に繰り越した場合、当該未処分利益に対して追加で5%の税金が課税されます。

#### 【軽減対応】

産業創条例によって、留保した利益をもって3年以内に一定の条件を満たす固定資産への実質投資を行う場合、当該投資額は、課税対象となる未処分利益より控除することができます。実質投資の主な要件は、実際の支出合計が100万台湾元以上であることや所定の有形資産や無形資産に計上されるもの、所有権が自身に帰属していることなどが挙げられます。

詳細は、2022年7月のJBS NEWSLETTER「産業創条例のポイントとよくある質問」をご参照ください。

最後に



今回は、台湾の制度の基礎として、会計と税務(法人)の概要をお伝えしました。台湾の会計基準は、IFRSをベースとしていますが、日本の親会社に対する決算の報告時に対応すべき事項については留意する必要があります。企業税務としては、主に法人所得税、営業税、源泉税といったものがあります。今回は法人所得税について取り上げました。台湾の法人税率は基本的に20%となっていますが、未処分利益の追加課税制度という利益課税があります。これに対しては、産業創新条例に基づき、条件を満たす設備投資によって税の軽減を検討することが可能です。

EY台湾では、これまでも関連する税制についての応用的な内容も発信しています。次ページにバックナンバーを掲載していますので、ご要望の方はお申しつけください。

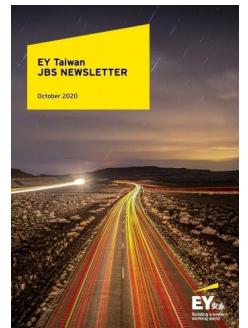
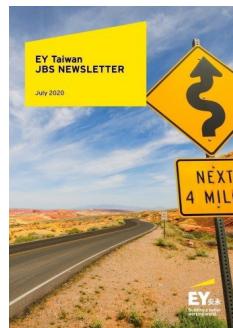
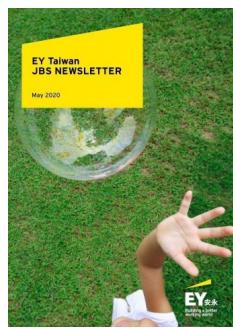
翌月のJBS NEWSLETTERでは、新たに赴任される方向けの台湾制度の基礎として、「営業税」、「源泉税」、及び「移転価格税制」をご紹介する予定です。なお、台湾制度の基礎のうち「個人所得税」については、JBS NEWSLETTER 2月号をご参照ください。



# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたりモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法—ゴールドカード vs 就労許可
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問
2022年6月	改めて整理しておきたい日台租税協定の適用
2022年5月	コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長
2022年4月	外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点
2022年3月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた税務上の基本事項と留意事項(棚卸資産の廃棄と支払手数料)

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

# EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

## 「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



## EY Taiwan JBS セミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2020年12月17日 2020年12月15日	台北 高雄	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をお希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 監査サービス

黃建澤 審計服務部營運長  
02 2757 8888 88810  
james.c.huang@tw.ey.com

#### 張志銘 執業會計師

02 2757 8888 88882  
steven.chang@tw.ey.com

#### 稅務サービス

劉惠雯 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
heidi.liu@tw.ey.com

#### 林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870  
yishian.lin@tw.ey.com

#### 周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872  
sophie.chou@tw.ey.com

#### 楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875  
chienhua.yang@tw.ey.com

#### 蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873  
anna.tsai@tw.ey.com

#### 林志翔 執業會計師

02 2757 8888 88876  
michael.lin@tw.ey.com

#### 吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990  
ben.wu@tw.ey.com

#### 曹盛凱 執行總監

02 2757 8888 67151  
kelvin.tsao@tw.ey.com

### JBS

#### 清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830  
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

#### 橋本 純也 協理

02 2757 8888 66458  
junya.hashimoto@tw.ey.com

#### 持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652  
naoki.mochigi1@tw.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh\_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

01100-226Jpn  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@  
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



**EY** 安永  
Building a better  
working world